

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社さざんかコーポレーション
 〒635-0037
 住所 奈良県大和高田市今里町10番20号
 代表者氏名 代表取締役 吉井 聖恵 印
 電話番号 0745-52-1077
 FAX番号 0745-52-1078
 メールアドレス sazanka@crest.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社さざんかコーポレーション

住 所

奈良県大和高田市申今里町10番20号

代表者氏名

代表取締役 吉井 聖恵

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヨシイ キョエ 吉井 聖恵	
代表取締役 ヨシイ ヒサナオ 吉井 久尚	
取締役 ヨシイ リョウ 吉井 良	
事業の範囲	水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社さざんかコーポレーション
上記事業所の所在地	郵便番号 635-0037 住所 奈良県大和高田市中今里町10番20号 電話番号 0745-52-1077 F AX番号 0745-52-1078 メールアドレス sazanka@crest.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
岡本 くみこ	第 274467 号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成30年5月10日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ 塩ビカッター		1	
			1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプベンダー パイプねじ切り器		1	
			1	
			1	
管の接合用の 機械器具	溶接機 パイプレンチ スパナ 電気ヒーター トーチランプ	TLW300SSY	1	
			1	
		ガスボンベ式	1	
			1	
			1	
水圧テスト ポンプ	手動用テストポンプ	T-50N	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称	株式会社さざんかコーポレーション
住 所	奈良県大和高田市中今里町10番20号
代表者氏名	代表取締役 吉井 聖恵 印

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市中今里町10番20号
株式会社さざんかコーポレーション

会社法人等番号	1500-01-013459	
商号	株式会社萬津建設	
	株式会社さざんかコーポレーション	平成23年10月 1日変更 ----- 平成23年10月 3日登記
本店	奈良県大和高田市蔵之宮町147番地11	平成23年10月 1日移転 ----- 平成23年10月 3日登記
	奈良県大和高田市中今里町10番20号	平成29年 2月 3日移転 ----- 平成29年 2月 3日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	平成23年10月 1日変更 ----- 平成23年10月 3日登記
		平成23年10月 3日登記
会社成立の年月日	平成6年12月15日	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 1. <u>不動産の売買及びその仲介業</u> 2. <u>土木一式工事業の設計、施工、監理</u> 3. <u>建築一式工事業の設計、施工、監理</u> 4. <u>建設・建築材料の販売</u> 5. <u>産業廃棄物処理業・一般廃棄物処理業</u> 6. <u>とび・土工工事業</u> 7. <u>石工事業</u> 8. <u>鋼構造物工事業</u> 9. <u>舗装工事業</u> 10. <u>しゅんせつ工事業</u> 11. <u>塗装工事業</u> 12. <u>水道施設工事業</u> 13. <u>大工工事業</u> 14. <u>左官工事業</u> 15. <u>屋根工事業</u> 16. <u>タイル・れんが・ブロック工事業</u> 17. <u>鉄筋工事業</u> 18. <u>板金工事業</u> 19. <u>ガラス工事業</u> 20. <u>防水工事業</u> 21. <u>内装工事業</u> 22. <u>熱絶縁工事業</u> 23. <u>建具工事業</u> 24. <u>造園工事業</u> 	

	<p>25. 飲食業 26. 建設機械のリース及び販売 27. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 28. 経営コンサルタント業 29. 保険代理店業 30. 一般廃棄物の管理業務 31. 産業廃棄物の管理業務 32. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>平成23年10月 1日変更 平成23年10月 3日登記</p> <hr/> <p>1. 不動産の売買及びその仲介業 2. 土木一式工事業の設計、施工、監理 3. 建築一式工事業の設計、施工、監理 4. 建設・建築材料の販売 5. 産業廃棄物処理業・一般廃棄物処理業 6. とび・土工工事業 7. 石工事業 8. 鋼構造物工事業 9. 舗装工事業 10. しゅんせつ工事業 11. 塗装工事業 12. 水道施設工事業 13. 大工工事業 14. 左官工事業 15. 屋根工事業 16. タイル・れんが・ブロック工事業 17. 鉄筋工事業 18. 板金工事業 19. ガラス工事業 20. 防水工事業 21. 内装工事業 22. 熱絶縁工事業 23. 建具工事業 24. 造園工事業 25. 飲食業 26. 建設機械のリース及び販売 27. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 28. 経営コンサルタント業 29. 保険代理店業 30. 一般廃棄物の管理業務 31. 産業廃棄物の管理業務 32. 岩石・砂利の採取及び販売 33. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>平成27年 2月20日変更 平成27年 3月 5日登記</p>
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記	
資本金の額	金4000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。</u>		
	当会社の株式を譲渡するときは、当会社の承認を受けなければならない。 平成27年11月27日変更 平成27年12月7日登記		
役員に関する事項	取締役 吉井朝子	平成23年10月1日就任 ----- 平成23年10月3日登記 ----- 平成27年11月27日辞任 ----- 平成27年12月7日登記	
	取締役 吉井聖恵	平成23年10月1日就任 ----- 平成23年10月3日登記	
	取締役 吉井久尚	平成23年10月1日就任 ----- 平成23年10月3日登記	
	取締役 吉井良	平成29年4月1日就任 ----- 平成29年4月4日登記	
	<u>奈良県葛城市北花内735番地1,の2</u> 代表取締役 吉井朝子	平成23年10月1日就任 ----- 平成23年10月3日登記 ----- 平成27年11月27日退任 ----- 平成27年12月7日登記	
	奈良県葛城市北花内735番地1,の2 代表取締役 吉井聖恵	平成27年11月27日就任 ----- 平成27年12月7日登記	
	奈良県葛城市北花内735番地1,の2 代表取締役 吉井久尚	平成27年11月27日就任 ----- 平成27年12月7日登記	

	<u>監査役</u> 向山容包	平成23年10月 1日就任 ----- 平成23年10月 3日登記 ----- 平成27年11月27日辞任 ----- 平成27年12月 7日登記
取締役会設置会社 に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
		平成27年11月27日廃止 平成27年12月 7日登記
監査役設置会社 に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
		平成27年11月27日廃止 平成27年12月 7日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 4月17日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂本公徳



(号 第)

さざんかコーポレーション株式会社 定款 第1章

(第 目)

さざんかコーポレーション株式会社 定款 第2章

第1条 目的及び事業の範囲

=====

定 款

=====

第2条 資本

第3条 株主

第4条 取締役

第5条 監査役

第6条 役員報酬

第7条 議決権

第8条 株主総会

第9条 取締役会

第10条 監査役会

第11条 合併

第12条 清算

第13条 附則

第14条 雑則

第15条 施行期日

第16条 附則

第17条 雑則

第18条 附則

第19条 雑則

第20条 附則

株式会社 さざんかコーポレーション

現行の定款と相違ありません。

平成30年5月14日

奈良県大和高田市中今里町10番20号

株式会社 さざんかコーポレーション

代表取締役 吉井聖恵



第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社さざんかコーポレーションと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買及びその仲介業
2. 土木一式工事業の設計、施工、監理
3. 建築一式工事業の設計、施工、監理
4. 建設・建築材料の販売
5. 産業廃棄物処理業・一般廃棄物処理業
6. とび・土工工事業
7. 石工事業
8. 鋼構造物工事業
9. 舗装工事業
10. しゅんせつ工事業
11. 塗装工事業
12. 水道施設工事業
13. 大工工事業
14. 左官工事業
15. 屋根工事業
16. タイル・れんが・ブロック工事業
17. 鉄筋工事業
18. 板金工事業
19. ガラス工事業
20. 防水工事業
21. 内装工事業
22. 熱絶縁工事業
23. 建具工事業
24. 造園工事業
25. 飲食業
26. 建設機械のリース及び販売
27. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
28. 経営コンサルタント業
29. 保険代理店業
30. 一般廃棄物の管理業務
31. 産業廃棄物の管理業務
32. 岩石・砂利の採取及び販売
33. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県大和高田市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(額面株式の1株の金額)

第 6 条 (削 除)

(株式の記名式、株券の種類)

第 7 条 当社は、株券を発行する。当社の発行する株式は、すべて記名式とし、株券の種類は、1株券、10株券、50株券、及び100株券の4種類とする。

(株券不所持の申出)

第 8 条 株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申出の場合には株券の添付を要しない。

2 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するには、その旨の請求書を提出しなければならない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 9 条 当社の株式を譲渡するときは、当社の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 10 条 当社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券等の再発行)

第 12 条 株券の再発行を請求するときは、請求書に次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 株券の分割、併合または汚損等による場合はその株券

(手数料)

第 13 条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を

有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は2週間前に公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届出）

第15条 当社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第16条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

（議長）

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議）

第18条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令またはこの定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。

第4章 株主総会以外の機関

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は1名以上を置く。

（取締役の選任）

第20条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役任期の残存期間と同一とする。

（役員欠員）

第22条 取締役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を

延期しまたは行わなくてもよい。

(取締役会の招集)

第23条 (削除)

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、取締役の互選により、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

2 取締役社長は当社を代表する。

3 取締役社長のほか、取締役の互選により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第25条 取締役社長は当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、年1期とし、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(中間配当)

第27条 (削除)

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

当社の定款は、上記のとおり相違ない。

平成29年2月3日

奈良県大和高田市中今里町10番20号
株式会社 さざんかコーポレーション
代表取締役 吉井 聖恵



第二七四四六七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

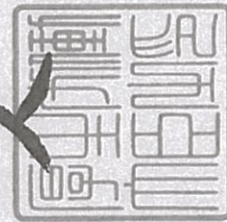
氏名 岡本 くみこ

昭和四十三年四月四日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久



●営業所付近見取図

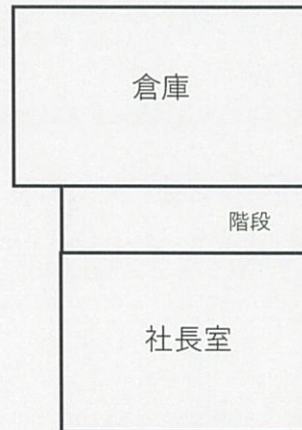


●営業所平面図

1階



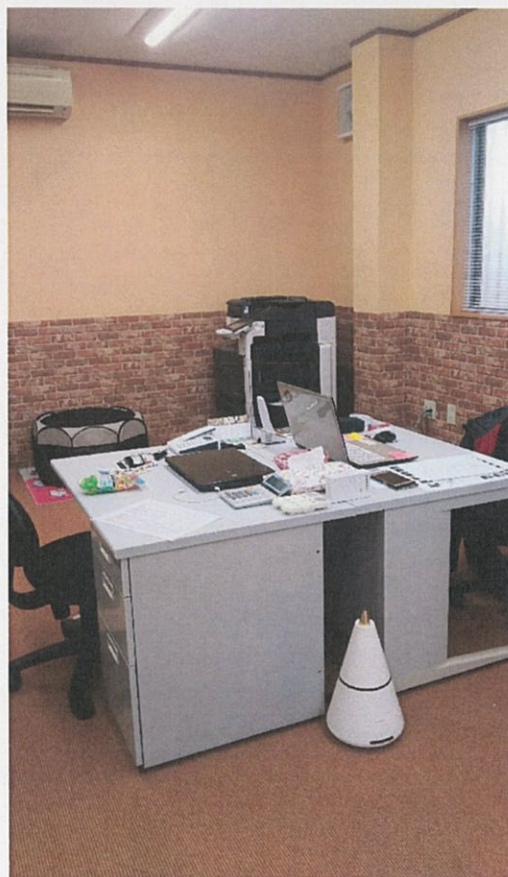
2階



●営業所外観写真



●営業所内観写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社さざんかコーポレーション
 〒635-0037
 住所 奈良県大和高田市中今里町10番20号
 代表者氏名 代表取締役 吉井 聖恵
 電話番号 0745-52-1077
 FAX番号 0745-52-1078
 メールアドレス sazanka@crest.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 奈良県大和高田市中今里町10番20号
株式会社 さざんかコーポレーション 印
代表取締役 吉井聖恵

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社さざんかコーポレーション	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番 号	選任・解任の年月 日
岡本 くみこ	第 274467 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七四四六七号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 岡本 くみこ

昭和四十三年四月四日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

